

重要事項に関する説明について

緊急地震速報配信サービスのご利用にあたっては、電気通信事業法第 26 条(提供条件の説明)の趣旨を鑑みた、この「重要事項に関する説明について」の内容を十分にご理解の上お申込みください。

本説明書では、『緊急地震速報配信サービス』(以下、本サービスといいます。)を対象にしています。

■提供事業者の名称(2019年10月1日現在)

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

■提供事業者の連絡先等

サービスに関する問合せ	OCN インフォメーションデスク TEL:0120-047-816 (受付時間 9:00~19:00 土、日、祝日を除く)
サービスの申込・変更・解約に関する問合せ	弊社営業担当者までお問い合わせ下さい。 営業担当者が不明の場合は、OCN インフォメーションデスクまでお問い合わせ下さい。
故障に関する問合せ	開通時にお客さまに通知させていただきます「ご利用内容のご案内」に記載された番号にご連絡下さい。
料金に関する問合せ	TEL:0120-047-128 (受付時間 9:00~17:00 土、日、祝日を除く) E-mail:bill@ntt.com

■本サービスの内容について

本サービスは財団法人気象業務支援センター経由で気象庁から提供される『緊急地震速報(高度利用者報)』を、NTT 東日本又は NTT 西日本のフレッツ・光ネクスト回線(詳細は「ネットワーク条件に関して」をご参照ください。)を介して、契約者が別途用意する受信端末等にマルチキャストで配信するサービスとしてこれを提供するものです。本サービスはベストエフォート型の光ネクスト回線を介して配信を行うため、伝達スピード等を保証するものではありません。

あわせて、受信端末との通信が可能であるかの状況を確認するヘルスチェックを行い、ヘルスチェックエラーの場合に、当社が定めるタイミング・方法で契約者が定める連絡先に通知を行うものです。

ただし、NTT 東日本・西日本のフレッツ・光ネクストのネットワーク仕様やお客さまのブロードバンドルータ、セキュリティソフト等の設定により、通信の状況が正常に確認できない場合があります。

■料金表

1.工事費

初期費用		税抜価格(税込価格)
区分	単位	工事費の額
利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに	10,000円(11,000円)

変更手数料		税抜価格(税込価格)
区分	単位	工事費の額
ライセンス数の変更に関する工事の場合	1の契約ごとに	2,000円(2,200円)

2.月額利用料金

単位	税抜価格(税込価格)
1のライセンスごとに	20,000円(22,000円)

月額利用料金については、利用日数に応じて日割り計算します。

ただし、利用の開始のあった日が属する料金月は無料とします。(注:利用の開始と解除が同一料金月に行われた場合はこの限りではありません。)

本サービスの料金に通信回線、受信端末に関する費用は含まれません。

■契約の成立

契約約款に基づく契約の成立は、お客さまからお申込を頂いた日をもって成立するものとさせていただきます。ただし、そのお申込に不備がある場合や契約約款に定める「当社が承諾しない場合」に該当する場合はお承り出来ないことがございます。

また、お承りのご連絡は、ご利用開始日前に送付する『ご利用内容のご案内』をもって代えさせていただきます。

■解約手続き

ご契約者が解約しようとするときは、解約ご希望日から6営業日前までに、解約申込書を弊社営業担当者へ提出して下さい。

営業担当者が不明の場合は、OCNインフォメーションデスクまでお問い合わせ下さい。

解約の手続きの際に、「ご利用内容のご案内」に記載のお客さま番号が必要となります。

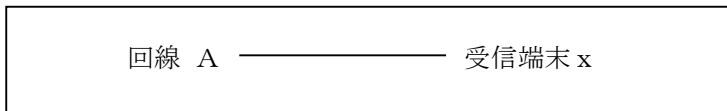
本サービスで利用するフレッツ回線が不要になる場合には、別途NTT東日本・西日本に対し、解約の手続きが必要となります。

■契約単位について

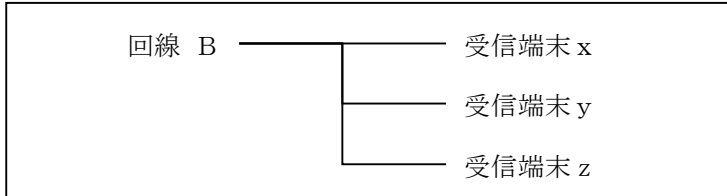
本サービスの配信をご希望される1のフレッツ回線ごとに1の契約が必要となります。

また、1の契約において複数の受信端末にて本サービスを受信することができます。

この権利をライセンスとし、1の受信端末ごとに提供します。



1契約 1ライセンス



1契約 3ライセンス

登録できる受信端末の上限は、NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービス契約約款によります。

■推奨環境

(1)受信端末は、NTT 東日本・西日本からレンタルされる ONU と直接接続して下さい。

・受信端末と ONU の間に他の機器がある場合、本サービスの通信が正常にできないことがあります。

(2)ご利用回線は、本サービス専用にご使用下さい。

・NTT 東日本・西日本及び他 NW サービス事業者が提供するサービスと併用された場合、当該サービスの仕様等により、本サービスの通信が正常にできないことがあります。

■最低利用期間

最低利用期間はございません。

■利用停止

当社は、ご契約者が利用料等その他の債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否されたとき等、本サービスに関する契約約款の規定に反する行為があった場合に、本サービスの利用を停止、解約することがあります。

■利用中止

当社は、本サービスに関する電気通信設備の保守又は工事上やむを得ない場合など、本サービスの利用を中止することがあります。

この場合、あらかじめそのことをご契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

■接続休止

当社は、当社が NTT 東日本又は NTT 西日本の電気通信事業の休止又は気象庁若しくは財団法人気象業務支援センターが本サービスに係る情報の発信の休止等により、当社のご契約者が本サービスを全く利用できなくなったときは、その本サービスについて接続休止（一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

■本サービスにおける禁止事項

ご契約者は本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- ・ 他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- ・ 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- ・ 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- ・ その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

■損害賠償

- ・ 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- ・ 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る料金表に規定する利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(詳しくは本サービスに関する契約約款第 26 条を参照ください。)

■免責

- ・ 当社は上記の損害賠償で記載する場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、本サービスに係る契約者は当社に当該損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。
- ・ 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、責任を負担しません。
- ・ 当社は、本サービスに関する契約約款の変更により受信端末の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- ・ 当社は、気象庁から発表される緊急地震速報の内容について保証をしないものとし、緊急地震速報の内容により生じた結果について責任を負担しません。
- ・ 当社は、気象庁又は財団法人気象業務支援センターのシステム障害等により緊急地震速報の配信が遅延又は欠落したことにより生じた結果について責任を負担しません。

■契約約款

契約約款及び契約約款の改定に関するお知らせは、当社のホームページに掲載します。

URL:<http://www.ntt.com/tariff/comm/>

■本サービスご利用の諸注意点

(1) 緊急地震速報について

緊急地震速報は、地震発生時に震源に近い観測点で得られた地震波を使って、震源、地震の規模及び各地の震度を秒単位という短時間で推定し、情報として発表するものであり、これを様々な伝達手段により、主要動(大きな揺れ)の到達前に利用者に提供されることを目指すものとして、気象庁が提供する情報です。

ただし、緊急地震速報には、以下の技術的限界がございますので、十分ご理解の上、ご利用下さい。

- ・ 震源直上(震央)やその周辺では、情報の提供から主要動到達までの時間が短く、特に内陸の浅い地震の場合、震央付近では情報の提供が主要動の到達に間に合わないことがあります。
- ・ 緊急地震速報は短時間の間に得られた観測データから推定を行うため、震源/マグニチュード/震度等の推定精度には限界があります。(誤差を生じる恐れがあります。)
- ・ 複数の地震が時間的だけでなく距離的にも近接して発生した場合には、これらを適切に認識し、各々の地震を区別することは困難なことから、このような場合は的確な情報の提供ができないことがあります。
- ・ 1 観測点のみのデータを使っている段階の情報では、事故や落雷等、地震計への何らかの強い振動入力や機器故障により、地震が発生したと誤って認識し情報を発信(誤報を発信)する可能性があります。

当社は気象庁が発表する緊急地震速報を財団法人気象業務支援センターから受信しておりますが、財団法人気象業務支援センターは配信した気象情報の内容のために発生した損害及び財団法人気象業務支援センターの配信システムの障害等により気象情報の配信が遅延又は欠落したために発生した損害も責任を負わないとしております。

ご契約者は、本サービスの利用に際して気象庁への書面等の提出が求められる場合、必要な処理を行うものとし、当社が気象庁に対する書面の提出等を代行する場合には、当社の指示に基づき誠意をもって対応するものとします。

緊急地震速報そのものに関する詳細は気象庁のホームページをご参照下さい。

URL:<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/>

(2) ネットワーク条件に関して

本サービスのご利用にあたっては、以下の組み合わせで通信回線等をご準備頂く必要があります。

(以下を総称して光ネクスト回線といいます。)

エリア	回線種別	回線オプション
NTT 東日本 提供エリア	フレッツ 光ネクスト	-(不要)
NTT 西日本 提供エリア	フレッツ 光ネクスト	-(不要)

上記通信回線等についての提供エリア・サービス内容の詳細については、NTT 東日本・西日本のホームページをご参照下さい。

NTT 東日本:<http://www.ntt-east.co.jp/>

NTT 西日本:<http://www.ntt-west.co.jp/>

ご契約者が本サービスを利用するために必要な通信回線等の準備は、契約者が自己の責任において行うものとします。

ご契約者が本サービスを利用するために必要なフレッツ回線に係る通信料金等は、契約者が別途これを負担するものとします。

本サービスのみのご利用であれば、インターネットサービスプロバイダの契約は不要です。

(3)受信端末に関して

本サービスご利用にあたり、本サービスに対応した緊急地震速報受信端末が必要です。この受信端末の準備は、ご契約者が自己の責任において行うものとし、受信端末に要する費用は契約者が別途これを負担するものとします。受信端末が表示する内容や制御結果について当社は責任を負担しません。本サービスに対応した受信端末は、営業担当者にご確認下さい。

(4)ご利用の開始にあたって

本サービスでは、緊急地震速報を受信するための設定情報をお客さまにて登録頂ける機能を用意しております。「ご利用内容のご案内」の到着後、お客さまご自身で、受信端末の MAC アドレス、及びフレッツ ID の登録が完了するまでは、緊急地震速報が受信出来ませんのでご注意願います。新規申込の場合、設定情報の登録はご利用開始日の前日から設定が出来ます。